



(号外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕

○地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令(総務二四)

○職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一八)

○障害者自立支援法施行規則(同一九)

○薬事法施行規則の一部を改正する省令(同一〇)

○薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令(同一二)

〔告示〕

○薬事法施行規則第七十五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器(厚生労働六八)

○薬事法施行規則第六十二条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズ(同六九)

○平成十八年度技能検定実施計画を定める件(同七〇)

○健康保険法第六十条第十一項の規定に基づき政府が管掌する健康保険の介護保険料率を定める件  
(社会保険庁八)

○政府が管掌する健康保険の任意継続被保険者の保険料を前納する場合の納付すべき額を定める件(同九)

○健康保険法第三条第二項の規定による被保険者に関する保険料額等を定める件(同一〇)

○健康保険法第四十七条第二号に規定する政府が管掌する健康保険の標準報酬月額に関する件(同一一)

○農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行に伴う関係告示の整理に関する告示を定める件  
(農林水産二一〇)

○国土開発幹線自動車道建設線の基本計画の一部に変更があつたので公表する件(国土交通三一五)

○標準内航利用運送約款を制定する件(同三一六)

○気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁二)

○船舶気象通報規程の一部を改正する件(海上保安庁五五)

○道路に関する件  
(東北地方整備局三五、三六)

○都市計画に関する件(同三七)

○都市計画に関する件  
(中部地方整備局一四、一六)

○道路に関する件  
(中国地方整備局一〇)

○九州地方整備局三五、三六

〔公 告〕

諸事項

官庁

特恵関税、基本測量関係事項関係

裁判所

公示催告、除権決定、破産、免責、再生関係

特殊法人等

住宅金融公庫入札、首都高速道路料

金徴収変更、社会保険労務士名簿登録・登録の抹消、第十九回下水道管

理技術認定試験合格者、第三十一回

下水道技術検定合格者関係

地方公共団体

行旅死亡人関係

会社その他

会社決算公告

官庁

一五

裁判所

一七

特殊法人等

一五

地方公共団体

一五

会社その他

一五

会社決算公告

一五

厚生労働省令第二十号

薬事法(昭和三十一年法律第百四十五号)第三十九条の二、第三十九条の三第一項、第四十条第二項において準用する第九條第一項及び第十條、第四十条第三項において準用する第九條第一項並びに第四十条及び第五十七條の規定に基づき、並びに同法を実施するため、薬事法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年二月二十八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

薬事法施行規則の一部を改正する省令

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)の一部を次のように改正する。

第六十條第二項第四号中「賃貸」の下に「以下「販売等」という。」を加え、「第六十二條各号」を「第六十二條第一項各号(同項第一号に規定する指定視力補正用レンズのみの販売等を実地に管理する者にあつては、同項各号又は同条第二項各号)に改める。

第六十一條第三号中「販売業者又は賃貸業者(以下「販売業者等」という。)」を「販売業者等」に改める。

第六十二條第一号中「医療機器の販売又は賃貸に関する業務」を「高度管理医療機器等の販売等に関する業務(令別表第一機械器具の項第七十二号に掲げる視力補正用レンズのうち厚生労働大臣が指定するもの(以下「指定視力補正用レンズ」という。))のみの販売等を行う業務を除く。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 指定視力補正用レンズのみの販売等する営業所における法第三十九条の二に規定する厚生労働省令で定める基準は、前項の規定にかかわらず、同項各号のいずれか又は次の各号のいずれかに該当する者であることとする。

- 一 高度管理医療機器等の販売等に関する業務に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者
- 二 厚生労働大臣が前号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者

第六十三條第一項第三号中「営業所の管理者」を「当該営業所において第七十五條第一項に規定する特定管理医療機器を販売等する場合にあつては、同条第二項に規定する特定管理医療機器営業管理者等」に改める。

第六十四條第二項第一号中「第六十八條第一項」を「第六十八條」に改める。

第七十二條中「管理者」を「高度管理医療機器等営業管理者」に改める。

第七十四條第三項第二号中「第六十二條各号」を「第六十二條第一項各号(指定視力補正用レンズのみの販売等を実地に管理する者にあつては、同項各号又は同条第二項各号)に改める。

第七十五條の見出し中「管理医療機器」を「特定管理医療機器」に改め、同条第一項を次のように改める。

特定管理医療機器(専ら家庭において使用される管理医療機器であつて厚生労働大臣の指定するもの以外の管理医療機器をいう。以下同じ。)の販売業者等(法第三十九条第一項の許可を受けた者を除く。以下この条及び第七十八條第二項において同じ。)は、特定管理医療機器の販売等を実地に管理するために、特定管理医療機器を販売等する営業所ごとに、第一号に掲げる者(以下「特定管理医療機器営業管理者」という。)を置かなければならない。ただし、令別表第一機械器具の項第七十三号に掲げる補聴器(以下「補聴器」という。)のみを販売等する営業所又は同項第七十八号に掲げる家庭用電気治療器(以下「家庭用電気治療器」という。)のみを販売等する営業所にあつてはそれぞれ特定管理医療機器営業管理者若しくは第二号に掲げる者(以下「補聴器営業管理者」という。)又は特定管理医療機器営業管理者若しくは第三号に掲げる者(以下「家庭用電気治療器営業管理者」という。)を置けば足り、補聴器及び家庭用電気治療器のみを販売等する営業所にあつては特定管理医療機器営業管理者を置くか、又は補聴器営業管理者及び家庭用電気治療器営業管理者を置くは足りる。

一 高度管理医療機器等の販売等に関する業務に一年以上若しくは特定管理医療機器の販売等に関する業務(特定管理医療機器のうち補聴器若しくは家庭用電気治療器のみ又は補聴器及び家庭用電気治療器のみを販売等する業務を除く。)に三年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めたる者

二 特定管理医療機器の販売等に関する業務(特定管理医療機器のうち家庭用電気治療器のみを販売等する業務を除く。)に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めたる者

三 特定管理医療機器の販売等に関する業務(特定管理医療機器のうち補聴器のみを販売等する業務を除く。)に一年以上従事した後、別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けた者が行う基礎講習を修了した者又は当該者と同等以上の知識及び経験を有すると厚生労働大臣が認めたる者

第六十五條第二項中「管理医療機器」を「特定管理医療機器」に改め、同条第三項中「一般医療機器の販売業者等については、一般医療機器の販売業者等」と、第六十七條及び第六十八條中「高度管理医療機器等営業管理者」とあるのは「営業所の従事者」を「特定管理医療機器以外の管理医療機器又は一般医療機器の販売業者等」と、第六十六條及び第六十七條中「高度管理医療機器等営業管理者」とあるのは「従事者」に改める。

第九十五條第一項に次の一項を加える。

五 修理業者が他の区分の修理業の許可を受け、又はその事業所を廃止したときは、当該許可の区分及び許可番号

第九十四條の表第八十三條第三項の項の次に次のように加える。

Table with 2 columns: Item Number and Sample Form Reference. Includes items 94, 95, and 96.

第九十五條第三項 様式第五十一による届書

販売業許可申請書  
高度管理医療機器等  
賃貸業

営業所の名称			
営業所の所在地			
営業所の構造設備の概要			
管理者	氏名	資格	
	住所		
兼営事業の種類	備考		
	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと		
	(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと		
	(3) 薬事に関する法令又はこれに基づいて処分した違反したこと		
(4) 後見開始の審判を受けていること			
備考			

上記により、高度管理医療機器等の販売業の許可を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

都道府県知事 殿

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
  - 3 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないうときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - 4 管理者の資格欄には、法第39条の2の規定により高度管理医療機器等の販売等を実地に管理する者が第162条第1項各号又は第2項各号のいずれに該当するかを記載すること。
  - 5 兼営事業の種類欄には、当該営業所において高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業以外の業務を併せて行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。
  - 6 申請者の欠格事項の(1)欄から(4)欄までは、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。
  - 7 備考欄には、指定強力補正用レンズのみを販売等する場合にあつては「コンタクト」と、指定強力補正用レンズ以外の高度管理医療機器等を販売等する場合にあつては「高度」と記載すること。

販売業届書  
管理医療機器  
賃貸業

営業所の名称			
営業所の所在地			
営業所の構造設備の概要			
管理者	氏名	資格	
	住所		
兼営事業の種類	備考		
	(1) 法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと		
	(2) 禁錮以上の刑に処せられたこと		
	(3) 薬事に関する法令又はこれに基づいて処分した違反したこと		
(4) 後見開始の審判を受けていること			
備考			

上記により、管理医療機器の販売業の届出をします。

年 月 日

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

㊦

都道府県知事 殿

- (注意)
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
  - 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
  - 3 管理者の氏名、資格及び住所の欄は、特定管理医療機器を販売等する営業所の場合のみ記載すること。管理者の資格欄に記載する場合には、特定管理医療機器営業管理者等が第175条第1項各号のいずれに該当するかを記載すること。
  - 4 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないうときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
  - 5 兼営事業の種類欄には、当該営業所において管理医療機器の販売業又は賃貸業以外の業務を併せて行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。
  - 6 備考欄には、補聴器のみを販売等する場合にあつては「補聴器」と、家庭用電気治療器のみを販売等する場合にあつては「電気治療器」と、補聴器及び家庭用電気治療器のみを販売等する場合にあつては「補聴器・電気治療器」と、特定管理医療機器以外の管理医療機器のみを販売等する場合にあつては「家庭用」と、特定管理医療機器のうち補聴器及び家庭用電気治療器以外の管理医療機器を販売等する場合にあつては「管理」と記載すること。

様式第九十 (第百七十八条関係)

販売業更新申請書  
高度管理医療機器等  
賃貸業

許可番号及び年月日	
営業所の名称	
営業所の所在地	

営業所の構造設備の概要		兼営事業の種類	
変更内容	事項	変更前	変更後
申請者(法人)又は業務執行者(個人)の資格事項(1)法第75条第1項の規定により許可を取り消されたこと(2)禁錮以上の刑に処せられたこと(3)薬事に関する法令又はこれに基づき処分を受けたこと(4)後見開始の審判を受けていること	申請者(法人)又は業務執行者(個人)の資格事項		
	申請者(法人)又は業務執行者(個人)の資格事項		
	申請者(法人)又は業務執行者(個人)の資格事項		
	申請者(法人)又は業務執行者(個人)の資格事項		
備考			

上記により、高度管理医療機器等の販売業の許可の更新を申請します。

年 月 日

住所 (法人にあつては、所在地)  
(たる事務所の所在地)  
氏名 (法人にあつては、名)  
(捺印及び代表者の氏名)

都道府県知事 殿

(注意)

- 1 用紙は、日本工業規格A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 営業所の構造設備の概要欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、回欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
- 4 兼営事業の種類欄には、高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業以外の業務を併せて行うときはその業務の種類を記載し、ないときは「なし」と記載すること。
- 5 変更内容欄には、許可申請書に記載した事項のうち、この更新申請書を提出する時までに変更のあつた事項について、記載すること。
- 6 申請者の資格事項(1)欄から(4)欄までには、当該事実がないときは「なし」と記載し、あるときは、(1)欄にあつてはその理由及び年月日を、(2)欄にあつてはその罪、刑、刑の確定年月日及びその執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた場合はその年月日を、(3)欄にあつてはその違反の事実及び違反した年月日を、(4)欄にあつては「ある」と記載すること。
- 7 備考欄には、更新後において、指定視力矯正用レンズのみを販売等する場合にあつては「コンタクト」と、指定視力矯正用レンズ以外的高度管理医療機器等を販売等する場合にあつては「高度」と記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第二百八十四条の表の改正規定は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この省令による改正前の薬事法施行規則第六十二条各号のいずれか又は第七十五条第一項各号のいずれかに該当していた者は、それぞれこの省令による改正後の薬事法施行規則(以下「新規則」という)第六十二条第一項第一号又は第七十五条第一項第一号に該当する者とみなす。
- 3 この省令の施行の日前に医療機器の販売又は賃貸に関する業務に従事した期間は、新規則第六十二条及び第七十五条第一項の規定の適用については、薬事法施行規則第六十二条第二項に規定する高度管理医療機器等(以下「高度管理医療機器等」という)の販売又は賃貸に関する業務に従事した期間とみなす。
- 4 この省令の施行の際現に医療機器の販売又は賃貸に関する業務に従事している者であつて、この省令の施行後も引き続き当該業務に従事している者についての新規則第六十二条及び第七十五条第一項の規定の適用については、当該業務に従事している期間を高度管理医療機器等の販売又は賃貸に関する業務に従事した期間とみなす。
- 5 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 6 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

○厚生労働省令第二十一号

薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第六十二条、第七十五条第一項及び第八十八条第一号イの規定に基づき、薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年二月二十八日

厚生労働大臣 川崎 二郎

薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令の一部を改正する省令

薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令(平成十六年厚生労働省令第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第六十二条第一号、第七十五条第一項第一号」を「第六十二条第一項第一号及び第二項第一号、第七十五条第一項各号」に、「第六十二条第一号及び第七十五条第一項第一号」を「第六十二条第一項第一号及び第二項第一号並びに第七十五条第一項各号」に改める。別表の二の項中「第六十二条第一号」を「第六十二条第一項第一号」に、「医療現場における販売業」を「医療現場における販売業者」に改め、同項の次に次のように加える。

一 規則第六十二条第二項第一号に規定する講習(指定視力矯正用レンズ関連)	六時間
二 規則第六十二条第二項第二号に規定する講習(指)	
一 医療機器販売業及び賃貸業に関する薬事法の規定	
二 医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令	
三 流通における指定視力矯正用レンズの品質確保	
四 医療現場における販売業者及び賃貸業者の役割	
五 販売倫理と自主規制	

二の三 規則第七十五條第一項第一号に規定する講習(特定管理医療機器関連)	一 医療機器販売業及び賃貸業に関する薬事法の規定 二 医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三 流通における特定管理医療機器の品質確保 四 医療現場における販売業者及び賃貸業者の役割 五 販売倫理と自主規制	六時間
二の四 規則第七十五條第一項第二号に規定する講習(補聴器関連)	一 医療機器販売業及び賃貸業に関する薬事法の規定 二 医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三 流通における補聴器の品質確保 四 医療現場における販売業者及び賃貸業者の役割 五 販売倫理と自主規制	六時間
二の五 規則第七十五條第一項第三号に規定する講習(家庭用電気治療器関連)	一 医療機器販売業及び賃貸業に関する薬事法の規定 二 医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令 三 流通における家庭用電気治療器の品質確保 四 医療現場における販売業者及び賃貸業者の役割 五 販売倫理と自主規制	六時間

別表の六の項中「治療用機器・医療用設備」を「治療用・施設用機器」に改める。

附則

1 (施行期日)  
この省令は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の薬事法施行規則第九十一条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令(以下「旧登録省令」という)第一条第一項の規定による薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第二十号)による改正前の薬事法施行規則(以下「旧規則」という)第六十二条第一号の登録を受けている者は、この省令の施行の日から一月を経過するまでの間に、この省令による改正後の薬事法施行規則第九十二条第三項第三号に規定する講習等を行う者の登録等に関する省令(以下「新登録省令」という)別表の二の二の項に掲げる区分の基礎講習について新登録省令第一条第二項各号に掲げる事項を記載した届書に同条第三項各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出したときは、当該届書に係る区分の基礎講習について同条第一項により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第四項に規定する期間は、この省令の施行の際現に登録を受けている基礎講習の登録の日(当該登録の更新がされているときは、直近の更新の日とする。以下同じ)から起算するものとする。

3 この省令の施行の際現に旧登録省令第一条第一項の規定により、旧規則第七十五條第一項第一号の登録を受けている者は、この省令の施行の日から一月を経過するまでの間に、新登録省令別表の二の三の項、別表の二の四の項又は別表の二の五の項に掲げる区分の基礎講習について新登録省令第一条第二項各号に掲げる事項を記載した届書に同条第三項各号に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出したときは、当該届書に係る区分の基礎講習について同条第一項により登録を受けたものとみなす。この場合において、同条第四項に規定する期間は、この省令の施行の際現に登録を受けている基礎講習の登録の日から起算するものとする。

告示

○厚生労働省告示第六十八号  
薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第七十五條第一項の規定に基づき、薬事法施行規則第七十五條第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する管理医療機器を次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。  
平成十八年二月二十八日  
厚生労働大臣 川崎 二郎

○厚生労働省告示第六十九号  
薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号)第六十二條第一項第一号の規定に基づき、薬事法施行規則第六十二條第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する視力補正用レンズを次のように定め、平成十八年四月一日から適用する。  
平成十八年二月二十八日  
厚生労働大臣 川崎 二郎

○厚生労働省告示第七十号  
職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第四十六條第一項の規定に基づき、平成十八年度技能検定実施計画を次のように定めたので告示する。  
平成十八年二月二十八日  
厚生労働大臣 川崎 二郎

第一 都道府県知事が実施するもの  
一 前期及び等級別職種  
(一) 前期実施  
イ 一級及び二級

團芸装飾、鑄造(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鑄鉄鑄物鑄造作  
業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鑄鉄鑄物鑄造作業に限る。)、  
金属熱処理、粉末冶金(学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、焼結法に、  
実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、焼結作業に限る。)、機械加工(学科  
試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法、ボール  
盤加工法、中ぐり盤加工法、研削盤加工法、歯切り盤加工法及び数値制御工作機械加工法  
に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、立旋盤作業、フ  
ライス盤作業、ボール盤作業、横中ぐり盤作業、ジグ中ぐり盤作業、平面研削盤作業、円  
筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤  
作業及びマシニングセンタ作業に限る。)、放電加工、金属プレス加工、鉄工(学科試験の